

平成 25 年 3 月 4 日

大阪市条例第 32 号

大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者等)

第 3 条 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号（法第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第 4 条 法第 115 条の 14 第 1 項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第 2 項の指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第 1 条から第 3 条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第 4 条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型介護予防サービス基準第 4 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項、第 27 条から第 39 条まで、第 40 条第 1 項、第 41 条及び第 42 条並びに附則第 2 条
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第 43 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型介護予防サービス基準第 43 条から第 60 条まで、第 62 条、第 63 条第 1 項及び第 65 条から第 68 条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第 64 条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第 11 条から第 15 条まで、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条第 1 項、第 28 条、第 31 条から第 36 条まで、第 37 条（第 4 項を除く。）、第 38 条及び第 39 条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）附則第 3 条

- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第 69 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型介護予防サービス基準第 69 条から第 83 条まで、第 84 条第 1 項及び第 86 条から第 89 条まで並びに附則第 8 条並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第 85 条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条第 1 項、第 31 条から第 34 条まで、第 36 条、第 37 条（第 4 項を除く。）、第 38 条、第 39 条、第 56 条、第 58 条の 2 及び第 60 条

（管理者の責務）

第 5 条 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第 11 条から第 25 条まで、第 27 条から第 39 条まで、第 40 条第 1 項、第 41 条及び第 42 条
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第 49 条から第 60 条まで、第 62 条、第 63 条第 1 項及び第 65 条から第 68 条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第 64 条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第 11 条から第 15 条まで、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 28 条、第 31 条から第 36 条まで、第 37 条（第 4 項を除く。）、第 38 条及び第 39 条
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第 74 条から第 83 条まで、第 84 条第 1 項及び第 86 条から第 89 条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第 85 条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 31 条から第 34 条まで、第 36 条、第 37 条（第 4 項を除く。）、第 38 条、第 39 条、第 56 条、第 58 条の 2 及び第 60 条

（記録の整備）

第 6 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第 40 条第 2 項各号に掲げる記録
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第 63 条第 2 項各号に掲げる記録
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第 84 条第 2 項各号に掲げる記録

（区域外の事業所に係る基準の特例）

第 7 条 第 3 条から前条までの規定にかかわらず、法第 115 条の 12 第 1 項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合にあっては、当該事業所に係る同条第 2 項第 1 号の条例で定める者、法第 115 条の 14 第 1 項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第 2 項の指定地域

密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、当該事業所の所在地の市町村の条例に定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービス基準等の改正に伴う経過措置)

第8条 指定地域密着型介護予防サービス基準（指定地域密着型介護予防サービス基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定地域密着型介護予防サービスの事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。